

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

平成24年度行政監査結果に対する措置状況

1 着眼点別意見

着眼点別意見	所管課（検査等名）	意見に対する措置状況
(1) 検査等に係る実施要綱の整備状況について 実施要綱が整備されていないため、整備する必要がある。（幼稚園検査） 平成23年度まで所管していた商工労働部が策定した県要領を使用しているため、危機管理総局で要領の改正を行う必要がある。（貸金業検査）	総務学事課 （幼稚園検査）	香川県学校法人等経理検査実施要綱を平成25年6月に策定し、各学校法人に通知するとともに、平成25年度の経理検査から適用している。
	くらし安全安心課 （貸金業検査）	平成25年3月に要領の改正を行った。
(2) 検査等に係る実施計画の策定（公表）について 検査等に係る実施計画を公表していないものについては、今後の検査等に支障があるなどの理由で公表することがふさわしくないものを除き、実施計画の公表を検討する必要がある。（実施計画を公表していないもの：幼稚園検査、高圧ガス検査、貸金業検査、水質保全検査、産廃業者検査、社福法人検査、特定給食指導、介護保険監査、認外保育監督、保育所監査、指定障害監査、保健医療監査、医療機関検査、薬事監視、毒劇物監視、旅館業検査、動物扱業検査、農協検査、漁協検査、土地改良検査、建築士検査、風俗営業立入の22件の検査等）	危機管理課 （高圧ガス検査） 農政課 （農協検査） （漁協検査） 土地改良課 （土地改良検査） 建築指導課 （建築士検査）	実施計画のうち、実施方法、実施目標件数及び重点目標について平成26年度から公表する。又は、平成26年度から公表することを検討している。
	総務学事課 （幼稚園検査）	実施計画のうち、対象及び実施目標件数について平成26年度から公表する。
	子育て支援課 （認外保育監督） （保育所監査）	実施計画のうち、実施目標件数及び重点目標について平成26年度から公表することを検討している。
	くらし安全安心課 （貸金業検査） 環境管理課 （水質保全検査） 医務国保課 （医療機関検査）	実施計画のうち、実施目標件数について平成26年度から公表する。又は、平成26年度から公表することを検討している。

	生活衛生課 (旅館業検査) (動物取扱業検査)	
	健康福祉総務課 (社福法人検査) (特定給食指導) 障害福祉課 (指定障害監査)	実施計画の公表については、関係部局と調整の上、検査の実施について支障がない限り、平成26年度から公表する方向で検討している。
	廃棄物対策課 (産廃業者検査)	無通告で検査を実施するため、実施計画を公表することはふさわしくない。
	長寿社会対策課 (介護保険監査) 医務国保課 (保険医療監査) 薬務感染症対策課 (薬事監視) (毒劇物監視)	実施計画を公表することで、検査等の実効性が損なわれるおそれがあり、今後の検査等に支障があるため、公表することはふさわしくない。
	生活安全企画課 (風俗営業立入)	検査の実効性を担保し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持している観点から、実施計画を公表することは、今後の検査に支障を来すおそれがあるため、ふさわしくない。
(3) 検査等の執行体制について 問題発生防止の観点から、全ての場 合において、検査等は複数人で行うこ とが望ましい。(高圧ガス検査)	危機管理課 (高圧ガス検査)	事故発生時や一部の大規模事業所 等については複数人で立入検査を実 施しているが、今後は、他の場合で も複数人での立入検査の実施に努め る。
(4) 職員の検査等の技術レベル確保 のための研修等について 検査等の効率的な実施、又は検査等 の成果を更に上げるため、内部研修の 実施や外部研修への参加等、研修内容 の充実を図る必要がある。(貸金業検 査、認外保育監督、医療機関検査、建 築士検査の4件の検査等)	くらし安全安心課 (貸金業検査)	平成26年度から、金融庁主催の金 融会社監督実務研修に参加するとと もに、四国財務局主催の貸金業監督 者会議等において情報交換を行う。
	子育て支援課 (認外保育監督)	新規担当職員1名について認外保 育監督のOJTを実施監査の場で実 施した。 今後は、外部の研修会などに参加 するよう努める。
	医務国保課 (医療機関検査)	年1回開催している担当者打合せ 会において、平成26年度から研修を 併せて実施する。

	建築指導課 (建築士検査)	建築士法に係る検査に関する研修は国、民間機関を問わず行われていない。 立入調査には、建築指導業務の経験を積んだ建築士が、2人編成の班に必ず1人以上は含まれるよう配慮することで、検査等の技術レベルを確保しており、今後も継続して実施していく。
(5) 検査等の執行内容について 検査等の効率性、実効性及び統一性の確保のため、マニュアル若しくはチェックリスト又はその両方が未策定のものについては、策定する必要がある。 (幼稚園検査、高圧ガス検査、保育所監査、旅館業検査、動物扱業検査の5件の検査等)	総務学事課 (幼稚園検査)	平成25年度の経理検査から使用する経理検査マニュアルを平成25年6月に策定した。 なお、チェックリストについては、平成24年度に策定している。
	危機管理課 (高圧ガス検査)	法令等に定められた詳細な技術基準に基づいて検査を実施していることから、マニュアルは作成せず、チェックリストを用い、今後も適正な検査実施に努めていく。
	子育て支援課 (保育所監査)	チェックリストは整備しているが、マニュアルについては、平成27年度からの子ども・子育て支援制度の実施に当たって今後制定等が予定される政令、省令又は通知の内容を踏まえて、早急に検討し策定する予定である。
	生活衛生課 (旅館業検査)	チェックシート及びマニュアルについて、様式の統一などを検討しており、平成26年度中に策定する予定である。
	生活衛生課 (動物扱業検査)	チェックシートは策定済みである。マニュアルについては、現在検討中であり、平成26年度中に策定する予定である。
(6) 検査等の結果に対する措置状況等の確認について ア 結果の公表 安全・安心の確保を始めとする県民への説明責任や不適正事案発生の抑止の観点から、個人・法人情報保	建築指導課 (建築士検査)	検査等の結果の概要、実施件数等について平成25年度から公表する。
	総務学事課 (幼稚園検査) くらし安全安心課 (貸金業検査)	検査等の結果のうち、実施件数について平成25年度若しくは平成26年度から公表する、又は平成26年度から公表することを検討している。

<p>護の観点や今後の検査等に支障がある等の理由で公表することがふさわしくない内容を除き、検査等の結果の概要や実施件数などについて、できる限り広く公表する必要がある。(公表等を全く行っていない検査等：幼稚園検査、貸金業検査、社福法人検査、農協検査、漁協検査、土地改良検査、建築士検査、風俗営業立入の8件)</p>	<p>健康福祉総務課 (社福法人検査) 農政課 (農協検査) (漁協検査) 土地改良課 (土地改良検査)</p>	
	<p>生活安全企画課 (風俗営業立入)</p>	<p>検査の実効性を担保し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持していく観点から、件数も含む検査の実施結果等を公表することは、今後の検査に支障を来すおそれがあるため、ふさわしくない。</p>
<p>イ 結果の同業他事業者等への周知 検査等の結果の概要等の同業他事業者への周知についても、その範囲及び方法を含めて検討する必要がある。(貸金業検査、水質保全検査、社福法人検査、特定給食指導、認外保育監督、医療機関検査、薬事監視、毒劇物監視、食品施設検査、旅館業検査、土地改良検査、建築士検査、風俗営業立入の13件の検査等)</p>	<p>くらし安全安心課 (貸金業検査)</p>	<p>平成26年度から、検査等を実施する際、他事業者の検査等の結果や不適正事案の概要等を周知する。</p>
	<p>環境管理課 (水質保全検査)</p>	<p>周知すべき事項が生じた際には、関係課や関係団体等を通じて周知を行っており、今後も継続して行っていく。</p>
	<p>健康福祉総務課 (社福法人検査) (特定給食指導)</p>	<p>検査結果の同業他事業者への周知については、関係部局と調整の上、可能な限り周知できるよう、平成26年度を目途に検討する。</p>
	<p>子育て支援課 (認外保育監督)</p>	<p>実施結果については同業他事業者への直接のフィードバックは行っていないが、指導項目については届出対象施設分は県のウェブページに掲載している。具体的な指導内容の公表については児童の福祉のために必要と認める事項に該当するかどうかを個別に判断していく。 なお、届出対象外施設については児童福祉法で公表義務の規定が設けられていないため公表はしない。</p>
	<p>医務国保課 (医療機関検査)</p>	<p>検査結果の概要を平成26年度から県のウェブページで公表することを検討中である。</p>
	<p>薬務感染症対策課 (薬事監視)</p>	<p>検査結果については、関係事業者対象の講習会や同業他事業者の立入</p>

(毒劇物監視)	検査時において、当該事業者名を伏せた上で、不適正事案等の概要を周知しており、今後も継続して実施する。
生活衛生課 (食品施設検査)	営業者や県民等を対象とした各種講習会等で、検査結果等の周知を図っており、今後も継続して実施していく。
生活衛生課 (旅館業検査)	県主催の講習会等を利用し、平成25年度から事業者にも周知を行っていく。
土地改良課 (土地改良検査)	検査結果の概要については、平成25年11月に県内3か所で開催された土地改良区役職員研修において周知した。 今後も継続して行っていく。
建築指導課 (建築士検査)	検査結果を県のウェブページに掲載するとともに、建築士事務所開設者には、事務所登録時等の機会を捉えて、県のウェブページを参照するよう周知することにより、検査結果の同業他事業者への周知を図っている。 あわせて、平成26年度から一般社団法人香川県建築士会の広報誌等にも結果を掲載し、公表する。
生活安全企画課 (風俗営業立入)	検査の実効性を担保し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持していく観点から、立入検査結果を同業他事業者にも周知することは、ふさわしくない。

2 検査等別個別意見

所管課 (検査等名)	個別意見	意見に対する措置状況
総務学事課 (幼稚園検査)	簿記や財務諸表、学校法人会計基準などに関する研修の機会を確保する必要がある。	平成24年度当初から会計実務に習熟した職員を講師として適宜研修を実施しているが、監査での指摘を受け、平成25年度からは、研修内容をより検査実務に即したものに充実させている。 平成26年度からは、商工労働部等から会計の専門家を招き、研修会を開催する

		予定である。
くらし安全安心課 (景表法検査)	県民からの情報提供に対し、原則として結果を本人に回答しないことから、結果を県のウェブページで公表するなど、県民への情報提供を検討する必要がある。	情報提供について検討した結果、事業者若しくは取引先の権利、競争上の地位又はその正当な利益を害するおそれがあるため、実施しない。
健康福祉総務課 (社福法人検査)	今後、当該検査等に係る詳しい引継書を作成する必要がある。	平成26年度から使用できるものを現在策定中である。
	簿記や財務諸表、社会福祉法人会計基準などに関する研修の機会を確保する必要がある。	平成26年度から研修に積極的に参加するよう検討している。
健康福祉総務課 (特定給食指導)	公益社団法人香川県栄養士会が開催する生涯学習研修会等を担当者が自費で受講しているが、業務で必要なものであれば、県が負担することも考える必要がある。	公益社団法人香川県栄養士会が実施する生涯学習等の研修会は、必ずしも特定給食指導に関係する内容とは限らないことや、個人の自己啓発を目的として参加しているものであるため、県が負担する必要はないと考えている。 なお、特定給食指導に関する研修会は国においても実施されており、担当者が出席している。
障害福祉課 (指定障害監査)	簿記や財務諸表、社会福祉法人会計基準などに関する研修の機会を確保する必要がある。	平成24年度から、簿記・会計の基礎知識の習得を目的として、簿記有資格者の職員を講師とし、内部研修を複数回実施している。
業務感染症対策課 (薬事監視) (毒劇物監視)	事務所間で指摘内容が異なることがないように、薬事監視委員会において情報交換や意見交換を行うなど、検査基準や指摘内容等の統一を図る必要がある。	平成25年度から事務所間で指摘内容が異なることがないように、薬事監視委員会において、検査方法の周知や意見交換を行い基準の統一を図っている。
生活衛生課 (食品施設検査)	検査実施数が非常に多いので、適正な検査の実施を確保しつつ、常に効率的かつ合理的な実施方法の改善に努める必要がある。	食品の安全・安心推進施策を総合的に協議する機関として学識経験者、農林水産物生産者代表、食品業界代表、消費者代表など15名で構成される「食の安全推進懇談会」の意見を聴きながら、平成26年度を目途に検討する。
	許可台帳に検査実施状況記載欄を設けるなど、検査実施状況を記録するよう改善する必要がある。	検査結果の復命方法について、現行台帳の変更を含め平成26年度を目途に検討する。
生活衛生課 (旅館業検査)	事務所間で検査頻度や検査内容が異なることがないように、統一的	チェックシートについては、平成25年度中に策定する予定であり、マニュアル

	<p>なマニュアルやチェックシートを整備する必要がある。</p>	<p>については、平成26年度中の整備を検討中である。</p>
	<p>報告書・復命書を作成していない事務所については、所属長に報告をするとともに口頭指導の内容を記録する必要がある。</p>	<p>平成25年6月開催の担当者会において各保健所に通知し、記録している。</p>
	<p>許可を受けているが営業をしていない施設があるので、何らかの対策が必要である。</p>	<p>廃止届により処理できないものについては職権抹消を行うことになるが、全国統一の基準を策定し実施することが望ましく、国への要望を行った。</p>
生活衛生課 (動物扱業検査)	<p>登録簿に検査実施状況記載欄を設けるなど、検査実施状況を記録するよう改善する必要がある。</p>	<p>平成25年4月から、立入調査票、立入監視指導等報告書を策定し、記録している。</p>
土地改良課 (土地改良検査)	<p>国等の研修会へ希望者全員が参加できるよう、予算を確保する必要がある。</p>	<p>国等の研修会へ研修の必要な職員が参加できるよう、予算確保に努めていく。</p>
	<p>国の検査に県は立会・検査協力を行っているが、国との同時実施や個別実施を検討すべきである。</p>	<p>国の検査要領の改正により、平成25年度から国との共同検査が可能となったことから、今後、国との同時実施を平成26年度中を目途に検討する。</p>